

申し込みに必要な書類

毎回必要となる主な書類		備考
1	信用保証委託申込書一式	—
2	取扱金融機関の借入申込書	—
3	市税納税証明書（滞納無証明書）	専用申請書あり
初めて利用する際に必要となる主な書類		
1	住民票（写し可）	2回目以降は、原則として前回利用時から変更のあった場合に必要
2	商業登記簿謄本（写し可）	
3	印鑑証明書（写し可） （申込人・連帯保証人・担保提供者）	最近3か月以内 2回目以降は、原則として前回利用時から変更のあった場合に必要
その他必要書類（保証協会からの請求に応じて提出）		
1	確定申告書・決算書（写し可）	原則として直近2期分
2	残高試算表（写し可）	—
3	許可証等（写し可）	—
4	固定資産評価証明書（写し可）	—
5	定款（写し可）	—
6	受注工事明細表（写し可）	建設業の場合
7	見積書（写し可）	設備資金の場合
8	認定書	・経営安定資金 ・体質改善資金 ・新技術・新商品・新製品開発導入資金 ・事業承継支援資金融資 ・創業促進特別資金融資 ※上記の資金の申し込みの際は、別途認定等を必要としますので、事前に産業振興課までご相談ください。
9	組合員名簿・議事録	組合の場合
10	事業報告書・計算書類	NP0法人の場合（原則として直近2期分）
11	年間役員名簿・社員のうち10名以上の者の氏名及び住所を記載した書面	NP0法人の場合

【経営上のお困りごとについて、専門家へ無料で相談できます！】

岡山市では、市内の中小企業の皆さまの経営の安定のために、様々な経営上の問題について企業相談制度を設けております。お気軽にご利用ください。（相談費用は初回に限り無料）

（相談にあたる専門家）

弁護士・司法書士・公認会計士・中小企業診断士・社会保険労務士

（相談できる内容）

法律・登記・税務・経理・計数管理・記帳・社会保険・労務管理・取引・下請関係・資金繰り・金融・倒産関連など企業経営全般にわたって相談に応じます。

～ご利用希望の方は表紙下部の市の問い合わせ先までご連絡ください～

岡山市中小企業融資制度のご案内

令和7年6月1日現在

◇融資の申し込み資格（下記の資格のほか、「申し込みのできる方」欄への記載の条件が必要です）

① 中小企業であること。

＊中小企業とは、中小企業信用保険法に定める資本金または出資総額が3億円（小売業またはサービス業5千万円、卸売業1億円）以下、または従業員300人（小売業50人、卸売業またはサービス業100人）以下の会社または個人等をいう。

② 本市に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有すること。

③ 本市において引き続き1年以上現在の事業を営んでいること。ただし、創業資金融資・創業促進特別資金融資を除く。

④ 市税を完納していること。（申し込み時に納期が到来している市税）

⑤ 許可、認可、登録等を必要とする業種の方は、それらの許可、認可、登録等を受けていること。

⑥ 岡山県信用保証協会の保証を受けることができること。

⑦ 金融機関の取引停止でないこと。

⑧ 暴力団又は暴力団員に該当しないこと。暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

◇申し込みは岡山県信用保証協会または取扱金融機関へ



岡山県信用保証協会

本所(保証経営支援部)

〒700-8732

岡山市北区野田二丁目 12-23

TEL (086)243-1122

※「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から「事業資金」を調達する際に、

保証人となって融資を受けやすくなるようサポートする、信用保証協会法に基づき設立された公的機関です。

◇市の問い合わせ・相談窓口

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市 産業観光局 商工部 産業振興課 経営支援係【本庁5階】

TEL (086)803-1325 FAX (086)803-1738